

## 日米FTA(自由貿易協定)、日豪EPA(経済連携協定)に対する意見書

この15年間、国内農産物の生産額は8兆円とほぼ横ばいですが、農業所得は6.1兆円から3.2兆円と半減しています。ましてやデフレ基調の中、更なる消費の低迷、販売価格の下落など、生産現場では極めて厳しい状況にあります。

こうした中、日米FTAの締結問題が、生産現場に極めて大きな不安と動揺や混乱を与えています。日米FTAは、日本農業を崩壊に導くものであり、農業の果たしている国土保全などの多面的機能の喪失にもつながることから、断じて認めることはできません。

FTAは農業など特定分野を協定の対象外として締結することは認められないことから、米国は、最大の関心品目である米や牛肉、さらには麦や豚肉、オレンジなどの関税撤廃を求めてくることは必至であります。そして、その影響は、交渉中の日豪EPA問題、中国などのアジア・太平洋諸国にも波及し、わが国農業に壊滅的な打撃をもたらすことは明らかであります。

しかしながら、民主党の農政改革の方向については、自由貿易を前提としての考え方であり、国民の生命を支える食料である農産物の貿易を自由化するに等しい日米FTAや日豪EPAは、断固阻止しなければなりません。

国においては、食料自給率の向上および安定した食料の確保が図れるよう、持続可能な農業の基盤づくり、また農業の持つ多面的機能の維持に向けての施策が急務であります。これらが担保されたのちに、適切な水準の国境措置を確保するとともに、地球温暖化や飢餓・貧困の拡大など地球規模の諸問題に対応できる新たな農産物貿易ルールを確立されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年(2010) 6月25日

出雲市議会